五泉市農業委員会

令和3年 第12回 定例総会議事録

会議開催 令和3年12月22日(水) 午後2時00分

場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

出席委員(19人)

1番 渡辺 清滋 2番 加藤 健一

3番 江口 聡 4番 渡邊 清司

5番 髙橋 甚一 6番 今井 聡

7番 岩出 ノブ子 8番 林 毅

9番 亀山 公子 10番 権平 孝男

11番 阿部 伸由 12番 渡邉 みのり

13 番 髙岡 公衛 14 番 川村 孝雄

15 番 佐久間 公英 16 番 楯 英樹

17番 地濃 潤一 18番 松尾 タカ子

19番 古田 常藏

欠席委員

6番 今井 聡

関係説明者

 局長
 鈴木
 一弘
 次長
 五十嵐
 敦

 村松事務所長
 田中
 正徳
 係長
 阿部
 隆

主 査 松村 徹

日 程 1. 開 会

- 2. 会長挨拶
- 3. 総会成立宣言
- 4. 会期日程
- 5. 議事録署名委員の指名
- 6. 農地パトロールの報告
- 7. 議 件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地転用事業変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

8. 報告事項

報告第1号 農地利用最適化推進委員候補者の評価等報告について

司 会 それでは、ご案内の時間となりましたので只今から、令和3年第12回定例総会を開催いたします。

会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行 をお願い致します。

会 長 ~~あいさつ~~

議長 只今から、令和3年 第12回総会を開会いたします。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、18人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、6番 今井聡委員より欠席の通告がありましたので報告いたします。

議長 次に、日程の「4 会期の日程について」でありますが、本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

~~「異議無し」の声あり~~

議長「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」でありますが、五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

~~「異議無し」の声あり~~

議長 それでは、議席番号 13 番 高岡公衛 委員、14 番 川村孝雄 委員にお願いしま す。また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長にお願いします。

続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。

調査班の班長17番 地濃潤一委員から報告してもらいます。

調査班長(地濃潤一 委員)

はい議長。議席番号17番、現地調査班地濃です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として12月の農地パトロールを実施しました。本日9時30分から私ほか、林委員、大樌推進委員、笠原推進委員と事務局の田中所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、丸田、西四ツ屋、一本杉、論瀬、大蔵、村松地区では、上木越、宮

野下、熊野堂等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを 報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

~~質疑応答なし~~

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。

最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。 事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議長阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は総数4件で、全て売買となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3ページをご覧下さい。番号1番は、売買での所有権移転の案件となります。

譲受人の経営規模拡大のため、田1筆、面積175 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

5ページの審査表をご覧下さい。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を 満たすと事務局では判断しております。

3ページに戻っていただき、番号2番は、売買での所有権移転の案件となります。 譲渡人の経営規模縮小のため、田5筆、合計面積1,496 ㎡を議案書記載の金額で売 買するものです。

6ページの審査表をご覧下さい。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を 満たすと事務局では判断しております。

続きまして4ページをご覧ください。番号3番は、売買の案件となります。

譲受人の経営規模拡大のため、畑1筆、面積747 m²を議案書記載の金額で売買する ものです。

7ページの審査表をご覧下さい。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を 満たすと事務局では判断しております。

4ページに戻っていただき、番号4番は、売買の案件となります。

譲渡人の経営規模縮小のため、畑1筆、面積 455 ㎡を議案書記載の金額で売買する ものです。

8ページの審査表をご覧下さい。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を

満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調查班長(地濃潤一 委員)

はい議長。説明いたします。番号1番は論瀬地内の田で、番号2番は西四ツ屋地内の田、番号3番は熊野堂地内の畑、番号4番は上木越地内の休耕畑で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありました。 たらお願いします。

~~質疑応答なし~~

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

~~举手全員~~

議長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」 は、原案のとおり決定されました。

> 続きまして、「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」を上程します。 事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議長阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業変更承認申請は総数1件で、転用目的の変更が1件となっております。

11 ページをご覧ください。番号 1 番は砂利採取に伴う搬出入路として令和 3 年 10 月に許可を受けておりましたが、砂利採取への変更を行うものであります。

18 ページの審査表をご覧ください。許可区分については前回と変更なく「ア-(イ)-c」であります。申請地は一本杉地内の農用地ですが、周辺への影響も少ないと考えられ、砂利採取後に原形復旧するものであるため、一時転用はやむを得ないものと判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

~~質疑応答なし~~

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

~~举手全員~~

議長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、 原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数2件で、うち賃貸借1件、使用貸借1件であります。

21ページをご覧ください。番号1番から番号5番はひとつの案件となります。登記地目畑4筆、田2筆、合計面積4,686㎡を、現場事務所、駐車場とする一時転用案件で、賃貸借となります。一般廃棄物の中間処理施設の建設に伴い、隣接する農地を一時的に使用するものです。

29 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「r-(1)-c」であります。

申請地は論瀬地内の農振農用地のため原則として転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

続きまして 22 ページをご覧ください。番号 6 番は、10 月および 11 月総会でご報告している案件であります。畑 1 筆、合計面積 161 ㎡を個人住宅建設敷地とする永久転用案件で使用貸借となります。

37 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カー(ア)」であります。

申請地は、丸田地内の第1種でも第3種にも該当しない第2種農地で、中山間地域の広がりのない小集団の生産性の低い農地であるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長(地濃潤一 委員)

はい議長。説明いたします。

番号1番から番号5番は論瀬地内の田で、番号6番は丸田地内の転用済みの農地で、 事務局の報告のとおりと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

~~質疑応答なし~~

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

~~举手全員~~

議長 挙手全員でありますので、「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」 は、原案のとおり決定されました。

> 続きまして、「議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用 地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。 事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

41ページをご覧ください。

今月は5件の申し出がありました。番号1番から5番の内容については、令和3年 12月14日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近 隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号 1 番から 5 番は、売買の案件です。番号 1 番は、合計面積 6,211 \mathring{m} 。番号 2 番は、合計面積 993 \mathring{m} 。番号 3 番は、合計面積 5,348 \mathring{m} 。番号 4 番は、合計面積 855 \mathring{m} 。

番号 5 番は、合計面積 15,688.25 m。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容 で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

~~質疑応答なし~~

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

~~举手全員~~

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されま した。

続いて「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。 47ページの議案番号3番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室 してください。

(関係委員 退室)

議長「通常案件」の議案番号3番について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

47ページをご覧ください。番号3番は新規の利用権設定の案件です。

番号3番は合計面積2,029 ㎡、これらを議案書記載の金額で貸し借りするものです この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の 内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

~~質疑応答なし~~

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号3番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を お願いします。

~~举手全員~~

議長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号3番は、原案のとおり決定されま した。

関係委員は、入室して下さい。

(関係委員 入室)

議長 続きまして、58ページの議案番号 19番は、関係委員が関係しますので、議事参与 の制限により退室してください。

(関係委員 退室)

議 長 「通常案件」の議案番号 19番について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

58ページをご覧ください。番号19番は利用権の再設定案件です。

番号 19 番は、合計面積 15,459 m。これらを議案書記載の金額で貸し借りするものです。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

~~質疑応答なし~~

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 19 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

~~举手全員~~

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 19 番は、原案のとおり決定されました。

関係委員は、入室して下さい。

(関係委員 入室)

議長 続きまして、「通常案件」の議案番号3番と19番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 事務局。

松村主査 はい。議長説明いたします。

先ほど、ご審議いただいたものを含め、今月の通常案件は34件、その内、賃貸借の 新規は9件、再設定は24件、使用貸借の新規は1件の申し出がございました。

46 ページからをご覧ください。番号3番を除く、番号1番から9番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、合計面積 2,620 \vec{m} 。番号 2 番は、合計面積 10,131 \vec{m} 。番号 4 番は、合計面積 8,898 \vec{m} 。番号 5 番は、合計面積 1,530 \vec{m} 。番号 6 番は、合計面積 4,948 \vec{m} 。

番号7番は、合計面積4,081 ㎡。番号7番は、未相続農地ですが、関係権利者の同意を得て、申出者を推定相続人代表として申請を受理しました。

番号8番は、合計面積3,062 ㎡。番号9番は、合計面積5,689 ㎡。番号9番は、未相続農地ですが、関係権利者の同意を得て、申出者を推定相続人代表として申請を受理しました。

それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、51ページをご覧ください。番号 10番から33番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、76ページをご覧ください。番号34番につきましては、新規の利用権設定の案件です。これらを使用貸借で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

~~質疑応答なし~~

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号3番と19番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

~~举手全員~~

議長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号3番と19番を除く案件は、原案 のとおり決定されました。

続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。 事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査はい。議長説明いたします。

77ページからをご覧ください。今月は、7件の申し出がございました。番号1番から6番は、農地中間管理機構への賃貸借の案件となります。

番号 1 番は、合計面積 8,420 m^2 。番号 2 番は、合計面積 2,042 m^2 。番号 3 番は、合計面積 26,495 m^2 。番号 4 番は、合計面積 35,288 m^2 。番号 5 番は、合計面積 1,900 m^2 。番号 6 番は、合計面積 25,253 m^2 。これらを議案書記載の金額で貸し借りするものです。

続きまして、番号7番は、農地中間管理機構への使用貸借の案件となります。 番号7番は、合計面積1,856 ㎡。これらを使用貸借するものです。

今月は、総数 田 100,329 ㎡、畑 925 ㎡、計 101,254 ㎡を農地中間管理機構へ貸借します。これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

~~質疑応答なし~~

議 長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

~~举手全員~~

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程の「8 報告事項」に入ります。

「報告第1号 農地利用最適化推進委員候補者の評価等報告について」です。

議長 報告第1号については私から、説明いたします。

91ページをご覧ください。令和3年12月14日の「農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」におきまして審査した結果、「適格である」と認めましたので、次のとおり報告します。

募集人員、29名。応募のあった人員、29名。農業委員会等に関する法律第8条第4項に規定する不適格者の員数、なし。応募者について、五泉市農業委員会委員の職務を適切に行えるものと認める。裏面には候補者一覧表を添付しております。

以上で報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

髙橋 甚一 委員 はい。

議席番号5番、髙橋です。私の机にもう一枚あったんですけど、これは何ででしょうか。

五十嵐次長 大変失礼いたしました。当初皆さまに議案書をお配りした際、差し替えがございまして、今回は差し替え分を机上配布させていただきましたので、配布させていただいたものをご覧になっていただいて、議案書でお配りしたものについては破棄していただきたいと思います。

違いは一番下の「4 候補者について」で当初は「農業委員会委員の職務を適切に行えるものと認める」と分かりにくい表現でしたので、カッコで「農地利用最適化推進委員」という文言を付け加えさせていただきました。

議 長 髙橋委員、良いですか。

髙橋 甚一 委員 はい。理解しました。

議 長 あの事務局ね、これ指摘される前に先に報告してくださいよ。説明してください。

五十嵐次長 すみませんでした。

議長 ほかに何かご質問がありましたらお願いします。

~~質疑応答なし~~

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。

これをもちまして、令和3年第12回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時35分 閉会)